

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査等の実施期間

平成29年10月18日から平成29年11月27日まで

2 監査の対象

町民課

建設課

3 監査の事項及び範囲

平成29年4月1日から平成29年8月31日までに執行された事務事業とした。

ただし、時間外勤務時間については、平成29年4月1日から平成29年9月30日までとした。

4 実施した監査手続き

監査にあたっては、法令等に基づき、財務に関する事務が適正かつ効率的に、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうか主眼をおき、あらかじめ指定した監査資料、提示のあった関係書類及び関係帳簿を審査するとともに所管課長及び関係職員から説明を聴取するほか、質問その他必要と認めた監査をした。

第2 監査の結果等

各課についての監査結果は、後述のとおりである。

なお、一部の事項については、それぞれ、口頭で注意、指導を行った。

(注)○ 文中のうち、千円単位で表示されているものは、単位未満を四捨五入とした。したがって合計額及び差額が一致しない場合がある。

○ 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までとした。

○ 歳入における収入率の算式は、 $(\text{収入額}/\text{調定額}) \times 100$ である。

○ 歳出における執行率の算式は、 $(\text{支払額}/\text{予算現額}) \times 100$ である。

1 町民課

(1) 事務事業の概要

住民窓口部門、国保部門の2部門で構成されている。

ア 職員人数等は次のとおりである。

管理職(課長1人、課長補佐1人)2人、一般職員10人、行政サポーター2人、嘱託職員2人、臨時職員5人の合計21人である。

イ 事務事業の歳入及び歳出は次のとおりである。(ただし、職員人件費及び他課等所管分は除く)

(ア) 一般会計(歳入)

- a 戸籍窓口手数料
収入額は4,520千円で収入率は100.0%である。
- (イ) 一般会計（歳出・現年）
 - a 戸籍住民基本台帳費
支払額は10,842千円で執行率は27.6%である。
全額、戸籍・住民基本台帳事務費で、主なものは臨時職員賃金 2,866千円、住民ネットワークシステム委託料 1,254千円、戸籍電算事務委託料 2,714千円、総合証明自動交付機借上料他 3,121千円である。
 - b 国民年金事務費
支払額は147千円で執行率は25.6%である。
 - c 老人保健事業費
支払額は88,015千円で、執行率は32.5%である。
全額、後期高齢者医療事業事務費で、主なものは市町村療養給付費負担金 83,462千円、後期高齢者医療広域連合負担金 3,084千円、通信運搬費他 219千円、人間ドック委託料他 475千円、パソコン借上料 310千円である。
- (ウ) 一般会計（歳出・繰越明許）
 - a 戸籍住民基本台帳費
全額、戸籍・住民基本台帳事務費（繰越）で、支払額は1,164千円、執行率は51.2%である。
内容は通知カード・個人版番号カード交付事業費負担金である。
- (エ) 国民健康保険事業特別会計（歳入）
収入額は1,175,167千円で、収入率は61.3%である。
 - a 国民健康保険税
収入額は225,101千円で、収入率は23.3%である。
 - b 国庫支出金
収入額は192,369千円で、収入率は100.0%である。
 - c 療養給付費等交付金
収入額は14,081千円で、収入率は100.0%である。
 - d 前期高齢者交付金
収入額は265,238千円で、収入率は100.0%である。
 - e 県支出金
収入額は47,091千円で、収入率は100.0%である。
 - f 共同事業交付金
収入額は226,679千円で、収入率は100.0%である。
 - g 繰越金
収入額は200,183千円で、収入率は100.0%である
 - h 諸収入

収入額は4,426千円で、収入率は99.1%である。

(オ) 国民健康保険事業特別会計（歳出）

支払額は1,072,860千円で、執行率は32.1%である。

a 総務費

支払額は3,876千円で、執行率は20.5%である。

(a) 一般管理費

支払額は2,313千円で、執行率は16.7%である。

主なものは臨時職員賃金304千円、需用費611千円、国保連電算処理手数料735千円、電算処理委託料324千円である。

(b) 連合会負担金

支払額は342千円で、執行率は33.3%である。

(c) 賦課徴収費

支払額は1,191千円で、執行率は33.0%である。

(d) 運営協議会費

支払額は30千円で、執行率は6.9%である。

b 保険給付費

支払額は655,275千円で、執行率は32.0%である。

(a) 一般被保険者療養給付費

支払額は539,013千円で、執行率は31.8%である。

(b) 退職被保険者等療養給付費

支払額は10,600千円で、執行率は24.9%である。

(c) 一般被保険者療養費

支払額は4,008千円で、執行率は40.1%である。

(d) 退職被保険者等療養費

支払額は75千円で、執行率は10.7%である。

(e) 審査支払手数料

支払額は1,455千円で、執行率は36.1%である。

(f) 一般被保険者高額療養費

支払額は95,147千円で、執行率は36.2%である。

(g) 退職被保険者等高額療養費

支払額は1,343千円で、執行率は12.5%である。

(h) 一般被保険者高額介護合算療養費

支払額は43千円で、執行率は21.6%である。

(i) 出産育児一時金

支払額は2,940千円で、執行率は18.9%である。

(j) 支払手数料(出産育児一時金)

支払額は1千円で、執行率は15.8%である。

(k) 葬祭諸費

支払額は 650 千円で、執行率は 31.0%である。

c 後期高齢者支援金等

支払額は 122,083 千円で、執行率は 33.2%である。

d 前期高齢者納付金等

支払額は 450 千円で、執行率は 32.9%である。

e 老人保健拠出金

支払額は 7 千円で、執行率は 97.8%である。

f 介護納付金

支払額は 46,239 千円で、執行率は 32.6%である。

g 共同事業拠出金

支払額は 240,355 千円で、執行率は 33.3%である。

(a) 高額医療費拠出金

支払額は 28,738 千円で、執行率は 33.3%である。

(b) 保険財政共同安定化事業拠出金

支払額は 211,617 千円で、執行率は 33.3%である。

h 保健事業費

支払額は 2,995 千円で、執行率は 8.9%である。

内訳は特定健康診査等事業費 468 千円、保健事業活動費 2,527 千円である。

i 諸支出金

支払額は 1,579 千円で、執行率は 53.4%である。

主なものは、一般被保険者保険税還付金 1,577 千円である。

(カ) 後期高齢者医療事業特別会計(歳入)

収入額は 55,144 千円で、収入率は 27.9%である。

a 後期高齢者医療保険料

収入額は 54,761 千円で、収入率は 27.8%である。

b 繰越金他

収入額は 383 千円で、収入率は 100.0%である。

(キ) 後期高齢者医療事業特別会計(歳出)

支払額は 46,022 千円で、執行率は 18.7%である。

a 後期高齢者医療広域連合納付金

支払額は 45,853 千円で、執行率は 18.7%である。

b 諸支出金

支払額は 169 千円で、執行率は 20.9%である。

全額、保険料還付金である。

ウ 人口動態(平成 29 年 8 月末)について

住民数は 29,687 人(内外国人住民 1,275 人)、世帯数は 10,991(内外国人世帯 778)である。

エ マイナンバーカードについて(平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日)

(ア) マイナンバー制度に係る日曜開庁利用件数は 61 件である。

内訳・カード申請 11 件、カード交付 5 件(月 1 回・第 2 日曜日)、その他
関連事務 45 件である。

(イ) マイナンバーカード交付件数は 157 件である。

オ 国民健康保険加入状況(平成 29 年 8 月末)について

世帯数は 3,781 であり、被保険者総数は 6,434 人で内訳は一般被保険者数
6,293 人、退職被保険者等 141 人である。

カ 静岡県後期高齢者医療保険加入状況(平成 29 年 8 月末)について

被保険者数は 3,454 人である。

キ 時間外勤務については 1 人当たり 21.53 時間である。(庁内平均 18.89 時間)

(2) 監査結果

監査の結果、財務に関する事務についておおむね適正に、経営に係る事業の管
理についても、おおむね合理的に行われている。

2 建設課

(1) 事務事業の概要

ア 課内組織

土木管理部門、土木部門の 2 部門で組織されている。

イ 職員人数等は次のとおりである。

管理職(課長)1 人、一般職員 9 人、臨時職員 1 人、建設工事指導員 1 人の合
計 12 人である。

ウ 事務事業の執行状況については、次のとおりである。(ただし、職員人件費
及び他課所管分は除く。)

(ア) 一般会計(歳入・使用料他)

a 土木使用料及び手数料

収入額は 11,046 千円で収入率は 87.7%である。

(a) 道路河川使用料

収入額は 10,896 千円で収入率は 87.6%である。

(b) 都市公園使用料

収入額は 68 千円で収入率は 100.0%である。

(c) 土木手数料・土木管理手数料

収入額は 81 千円で収入率は 100.0%である。

主なものは台帳閲覧手数料 81 千円である。

b 諸収入

収入額は 34 千円で収入率は 100.0%である。

全額、雑入である。

(イ) 一般会計(歳出・現年)

a 農地費

執行額は1,748千円で執行率は19.4%である。

(a) 水門・排水機場管理費
支払額は1,744千円で執行率は21.7%である。

(b) 用水路・改良維持修繕費
支払額は4千円で執行率は0.5%である。

b 土木総務費

(a) 土木管理費
支払額は3,496千円で執行率は10.7%である。

主なものは臨時職員賃金489千円、電気使用料他の需用費1,858千円、使用料及び賃借料887千円、県道路利用者会議負担金他228千円である。

c 道路維持費

(a) 道路維持費
支払額は3,451千円で執行率は6.1%である。

主なものは道路維持補修工事費2,894千円、役務費512千円である。

d 道路新設改良費

支払額は13千円で執行率は0.0%である。

e 橋梁維持費

(a) 橋梁維持補修費
支払額は1,715千円で執行率は5.7%である。

f 河川総務費

支払額は310千円で執行率は29.9%である。

g 河川維持費

(a) 河川維持管理費
支払額は144千円で執行率は0.8%である。

h 街路事業費

(a) 都市計画道路事業負担金
支払額は138千円で執行率は93.2%である。

i 公園費

(a) 公園維持管理費
支払額は1,733千円で執行率は4.9%である。

主なものは電気使用料他の需用費996千円、公園トイレ清掃他の役務費471千円、湯日川親水公園・小藤路公園管理業務他の委託料141千円である。

j 水防費

支払額は400千円で執行率39.0%である。

(7) 一般会計(歳出・繰越明許)

a 道路新設改良費

(a) 企業活動維持支援事業区域基盤整備事業費

支払額は 29,263 千円で執行率 94.4%である。

全額、企業活動維持支援事業区域内道路等測量設計業務委託料である。

エ 時間外勤務については 1 人当たり月平均 31.88 時間であった。(庁内月平均 1 人当たり 18.89 時間)

(2) 監査結果

監査の結果、財務に関する事務についておおむね適正に、経営に係る事業の管理についてもおおむね合理的に行われている。